

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4139
21年4月6日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

郵政ユニオン集団訴訟 長崎訴訟和解成立

会社は「期間雇用社員の 待遇改善に努めることを表明」

おはようございます。
郵政ユニオン長崎中郵支部の組合員4名が原告となり、正社員との待遇に格差があるとして、日本郵便に手当や休暇の差額分を請求した「郵政ユニオン集団訴訟」の長崎訴訟が、3月30日付けで和解しました。

2014年に提訴した「東西労契法20条裁判」は昨年10月15日の最高裁判決で、東京高裁・大阪高裁判決を上回る判決を勝ち取りました。この勝利判決で勝ち取った手当や休暇は「住居手当、扶養手当、年末年始手当、年始の祝日給、夏期冬期休暇、有給の病気休暇」です。

しかし、判決は「地位確認」については認めなかったため、是正内容が原告の過去分にとどまり、郵政全体の非正規社員に波及するものとはなっていませんでした。郵政ユニオンは、これらの判決を踏まえた処遇改善を、最高裁判決前から会社側に強く要求してきましたが、応じる姿勢を見せませんでした。その為

2020年2月14日（長崎は18日）、郵政ユニオンの組合員である154名の非正規社員が集団で提訴しました。これが「郵政ユニオン集団訴訟」です。



長崎訴訟提訴日に開催した提訴前集会和その後記者会見には、各新聞社やテレビ局も取材にきていて注目の高さがかうかがえました。

長崎訴訟の進行状況です。第1回口頭弁論が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で2回延期され、6月23日ようやく開廷されました。口頭弁論では、原告を代表して原田組合員が意見陳述を行いました。

第2回口頭弁論は、9月14日に開廷され、原告代理人中川弁護士から「10月15日に郵政東西20条裁判の最高裁判決が出るのでその判決を見て、11月に進行協議を行いたい」と提案されました。

その後、4回の進行協議を重ね3月30日の和解に至りました。原告は今回の裁判を提訴するにあたり、「自分たちの過去の請求だけではなく、同じような待遇で頑張っている仲間たちの待遇改善につながるために立ち上がった」と言っています。

原告は、進行協議の中でも、この思いに特にこだわりました。そういった意味でも「被告（日本郵便）は期間雇用社員の待遇改善に努めることを表明する」を、和解の条項として表明させたのは大きな成果だと思っています。



長崎訴訟の和解については、今週記者会見を予定しています。先日、その記者会見の申し込みを

行ったところ各報道各社から和解の記事を掲載したいと申し出があり、4月3日に報道各社の紙面に掲載されました。支部の予想以上の注目の高さで、少し驚いています。



全国7地裁で提訴した「郵政ユニオン集団訴訟」は、長崎訴訟が全国で最初の和解成立となりました。他の地裁でも早期の和解に向け協議を重ねています。

長崎訴訟の和解は成立しましたが、格差は依然残ったままです。特に2018年10月の人事制度改定後の格差（例、扶養手当や年始手当の支給は正社員の8割など）は、あえて格差を残したもので、許せるものではありません。最高裁判決を制度改正などに反映させるたかいは、これからも続きます。今後皆さんのご支援ご協力をお願いします。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員に正社員化を。

ゆめを、均等待遇。

なげう差別！

ユニオンは労契法裁判に勝利を！